

奈良県文化芸術振興奨学金基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十四号

奈良県文化芸術振興奨学金基金条例を廃止する条例

奈良県文化芸術振興奨学金基金条例（平成二十八年三月奈良県条例第七十二号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。